

防衛装備庁(地方調達)本庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 木 暮 聡

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官付経理室長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの(当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類 :対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料

- 1 資格審査結果通知書(写し)
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請(予定)企画一覧表(上記2～4項を満たしていること。)

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
06 - 1	空力推進研究施設のうち中圧空気源装置他の点検整備・運転操作及び高圧ガス製造事業所運営役務	キ	R6.1.10	<p>1 空力推進研究施設(以下「本施設」という。)の機能・構造を理解し、適切に点検整備・運転操作を実施することが可能な技術を有していること。</p> <p>2 本施設の高圧ガス第一種製造者として、高圧水素ガス、酸素ガスや大型ブライン冷凍機を使用する高圧ガス製造行為について、全責任を負い安全円滑に実施できる技術を有していること。</p> <p>3 本施設等の電気工作物のみなし設置者として、関連法規等に基づき、適切に維持・管理を実施できる技術を有していること。</p> <p>4 役務期間中は、本施設各試験装置の点検整備・運転操作に必要な下記の法的資格要件を全て保有すること。</p> <p>ア 高圧ガス製造保安責任者として、甲種化学責任者、乙種化学責任者、丙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者免状のいずれかを有する者(2名以上)。</p> <p>イ 電気主任技術者として、第一種、第二種電気主任技術者免状のいずれかを有する者。</p> <p>ウ 冷凍保安責任者として、第一種冷凍機械責任者免状を有する者(2名以上)。</p> <p>エ ボイラ取扱作業主任者として、特級、一級ボイラ技士免許のいずれかを有する者。</p> <p>オ ボイラ取扱作業者として、特級、一級、二級ボイラ技士免許のいずれかを有する者(2名以上)。</p> <p>カ 危険物取扱者として、甲種、乙種第4類危険物取扱免許のいずれかを有する者。</p> <p>キ 酸素欠乏危険作業主任者として、酸素欠乏危険作業主任者免許を有する者。</p> <p>ク クレーン運転士免許取得者、特定化学物質作業主任者免許取得者、玉掛け技能講習修了者、高所作業車運転特別教育修了者、第一種冷媒フロン類取扱技術者、第二種冷媒フロン類取扱技術者及び毒物劇物取扱者(一般)試験合格証取得者(又は相当の資格を有する者)を有する者。</p>	<p>防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865</p>
06 - 2	燃焼風洞装置の点検整備	キ	R6.2.2	燃焼風洞装置の機能、性能及び構造の知識を有していること。	
06 - 3	工数審査役務	キ	R6.4.19	契約履行に必要な米国Accenture社の検査要領等の企業所有資料を利用できることが証明できること。	
06 - 4	エンジン高空性能試験装置等の点検整備	キ	R6.4.19	契約履行に必要なエンジン高空性能試験装置等の製造図書を利用できることが証明できること。	
06 - 5	エンジン高空性能試験装置等の推力校正システム等の点検整備	キ	R6.4.19	契約履行に必要なエンジン高空性能試験装置等の推力校正システム等の製造図書を利用できることが証明できること。	